

# 上場商品の多様化に向けたE T Fの上場制度の整備について

平成22年 5 月26日

株式会社名古屋証券取引所

## I. 趣 旨

近年、米国を始めとして、世界的にE T F（上場投資信託Exchange Traded Fund）の市場拡大が進んでいます。我が国においても、平成13年に日経300株価指数連動型上場投資信託が上場されて以降、関係法令が整備され、E T Fの商品拡大が図られているところであります。

こういった状況の中、昨年には、東海財務局より「『東海型金融モデル』にかかる提言」として、当取引所が投資機会の提供機能を強化し、投資家のニーズに対応するためのE T F等取扱商品を多様化することが提言されています。

当取引所としても、ニーズが高く利便性の高い商品の上場の可能性を幅広く提供していくことが、投資家や取引参加者等の市場関係者に対する使命であると考えており、多様なE T Fの上場を可能とするため、E T Fの上場制度を整備することとします。

## II. 概 要

項 目	内 容	備 考
I. 上場制度 1. 上場対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 次の①又は②に該当するものを上場対象とします。</li><li>①内国E T F<ul style="list-style-type: none"><li>・ 金融商品取引法（以下「法」という。）第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であって、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託に係るもの</li></ul></li><li>②外国E T F<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券であって、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資信託に係るもの及び同項第11号に規定する外国</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「指標」とは、金融商品市場における相場その他の指標をいいます。</li><li>・ 内国E T Fについては、現行、日経300株価指数連動型上場投資信託のみを上場対象としていますが、これを拡大・整理し、内国E T Fとして、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投資信託法施行令」という。）第12条第1号に基づくE T F（金銭設定・現物交換型）、同第2号に基づくE T F（現物設定・現物交換型）、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」</li></ul>

項 目	内 容	備 考
	<p>投資証券であって、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用するもの</p>	<p>という。) 第2条第4項に規定する証券投資信託(公社債投資信託を除く。)であるETF(金銭信託型(金銭設定・金銭解約型))を対象とし、規定上明記します。</p>
<p>2. 上場申請 (1) 上場申請</p> <p>(2) 申請書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ETFの上場は、上場申請銘柄に係る管理会社及び信託受託者の申請により行うこととします。</li> <li>• 上場申請は、有価証券上場申請書その他の当取引所が定める書面を提出することにより行うものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外国ETFについては内国ETFと同様としますが、外国投資証券に該当する外国ETFの上場は、当該ETFに係る外国投資法人及び管理会社の申請により行うこととします。</li> <li>• 管理会社とは、投資信託委託会社(商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用を行う内国ETFにあつては、業として特定投資運用行為を行うことについて承認を受けた者に限る。)をいいます。</li> <li>• 信託受託者とは、信託会社等をいいます。</li> <li>• 外国ETFについても、内国ETFに準じて管理会社及び信託受託者を定義します。</li> <li>• その他の当取引所が定める書面として、ETF上場契約書、新規上場申請に係る宣誓書、適時開示に係る宣誓書、指標の内容についての書面、ETFの純資産額と指標の相関性についての書面、円滑な流通の確保の見込みについての書面等の提出を求めることとします。</li> </ul>
<p>3. 上場審査基準</p> <p>(1) 管理会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 内国ETFについては、次の(1)から(12)までに適合することとします。</li> <li>• 社団法人投資信託協会の会員であること。</li> <li>• 次のaからcまでに掲げる事項について書面で確約していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外国ETFの上場審査基準は、内国ETFの上場審査基準に準じて規定することとします。ただし、指定参加者に係る基準(3.(3)及び同(8)b)は設けず、外国金融商品取引所等において上場されていることなどの本国要件に係る基準を設けることとします。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(2) 投資信託約款記載事項	<p>a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。</p> <p>b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について当取引所の規定に従い開示を行うこと。</p> <p>c 前bの開示を行うことについて当該信託受託者が同意していること。</p> <p>・次のaからhまでの内容が記載されていること。</p> <p>a 投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用すること。</p> <p>b 投資信託契約の期間の定めがないこと。</p> <p>c 投資信託契約の一部解約が行われないこと。</p> <p>d 計算期間が1か月以上であること。</p> <p>e 取得申込みの勧誘が公募により行われること。</p> <p>f 金融商品取引所に上場されること。</p> <p>g 上場した全ての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に投資信託を終了させること。</p> <p>h 一部解約に係る換価の方法</p>	<p>・cは金銭信託型ETFには適用しません。</p> <p>・公募とは、投資信託法第2条第8項に規定する公募をいいます。</p> <p>・hは、金銭信託型ETFの一部解約が、適切な方法により行われることを求めるものです。</p>
(3) 指定参加者	<p>・適格機関投資家であり、かつ、2社以上であること。</p>	
(4) 交換	<p>・交換が行われる場合の当該投資対象資産である有価証券又は商品が換価の容易な資産であると認められること。</p>	<p>・金銭信託型ETFには適用しません。</p> <p>・投資対象資産の換価が容易であると判断される資産としては、以下のものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－上場有価証券又は店頭売買有価証券</li> <li>－国債等の債券</li> <li>－認可金融商品取引業協会等で価格が公表されている株券等</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(5) 運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引にかかる権利又は投資信託法施行規則第19条第3項第1号に掲げるものに対する投資として運用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－投資信託法に基づく投資信託の受益証券等</li> <li>－商品市場において現物決済を行うことができる商品</li> <li>・ 現物交換型ETFには適用しません。</li> </ul>
(6) 指標の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のaからgまでに適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。</li> <li>b 法第163条第1項に規定する特定有価証券等の価格に係る指標にあつては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。</li> <li>c 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。</li> <li>d 指標及びその算出方法が公表されているものであること。</li> <li>e 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあつては、その構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が公表されているものであること。</li> <li>f 有価証券又は商品の価格に係る指標にあつては、その投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。）。</li> <li>g 法第2条第25項に規定する金融指標（商品の価格を含まない）。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適格指標の内容を確認するために必要な書類については別途定めることとします。</li> <li>・ 予め定められた算出式を用いて指標が機械的に算出されること等、投資家保護の観点から客観的かつ構成を欠くものでないことを確認します。</li> <li>・ 指標の構成銘柄数及び構成比率に基づき、指標の変動が特定の銘柄の価格変動の影響を著しく受けないこと等を確認します。</li> <li>・ 指標の構成銘柄の変更手続き及び変更基準が公正かつ予め定まっていること等を確認します。</li> <li>・ 指標及びその算出方法の概要が、入手が容易な方法で継続的に公表されていることを確認します。</li> <li>・ 指標の構成銘柄、変更基準及び変更方法が、入手が容易な方法で継続的に公表されていることを確認します。</li> <li>・ 必ずしも指標の構成銘柄全てに関する要件ではなく、一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な銘柄について、その円滑な売買が可能であるかを判断します。</li> <li>・ 取引の実態を踏まえて、デリバティブ取引又は商</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(7) 純資産額と指標の相関性	<p>む。)又は商品取引所法第2条第5項に規定する商品指数にあつては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること(当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の a から c までのいずれかに適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 特定の指標が有価証券その他の資産の価格に係る指標である場合において、当該指標における時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄若しくは各種類(当該指標が単純平均型のものである場合は、原則として指標構成全銘柄)の有価証券その他の資産又は当該各銘柄の価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産に組み入れられることが見込まれること。</li> <li>b 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産に組み入れられることが見込まれること。</li> <li>c 新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があり、当該指標の変動が当該一口あたりの純資産額に適正に反映されると見込まれること。</li> </ul> </li> </ul>	<p>品投資等取引が円滑に行われると見込まれるか否かを個別に判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があり、当該指標の変動が当該一口あたりの純資産額に適正に反映されると見込まれることを確保するための基準として、一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させるための仕組み等について確認します。</li> <li>・ 例えば、組入資産、運用方針及び当該運用方針に基づくシミュレーション結果に基づき、その相関性を確認します。</li> </ul>
(8) 円滑な流通の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の a から c までに適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 貸借取引を行うために十分な量の受益証券の借入れが可能であると認められること。</li> <li>b 指定参加者である取引参加者が、当取引所の市場における新規上場申請銘柄の円滑な流通の確保に努める旨を確約すること。</li> <li>c 新規上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価格形成を阻</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E T F の流通性を高め、対象指標の変動を適正に反映した市場価格の形成を促すため、指定参加者である取引参加者に、円滑な流通の確保に努める旨を確約した書面の提出を求めるほか、当初設定日に円滑な交換又は一部解約に必要な数量のユニットが設定されているかなどを確認します。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>(9) 信用リスクがあるETF</p> <p>(10) 財務諸表等</p> <p>(11) 指定振替機関の取扱い</p> <p>(12) その他</p>	<p>害する要因が認められないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（いわゆる「リンク債」等）又は特定の者との契約に係る権利（いわゆる「OTCデリバティブ」等）を投資信託財産に組み入れる新規上場申請銘柄にあつては、上場後継続的に運用が行われる見込みがあり、かつ、運用の継続性の確保及び投資信託財産の毀損の可能性の軽減のための当該有価証券の発行者又は当該契約の相手方の信用状況等に関する管理体制その他の適切な体制が管理会社において整備されていること。</li> <li>最近2年間に終了する各特定期間の財務諸表等又は中間財務諸表等に虚偽記載を行っておらず、かつ、監査報告書及び中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。</li> <li>指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までには取扱いの対象となる見込みがあること。</li> <li>その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用の継続性の確保の観点から、当該有価証券の発行者又は当該契約の相手方の直近の財務諸表等に継続企業の前提に関する事項の注記がないこと等を確認します。</li> <li>信用状況等に関する管理体制等については、管理会社に、当該有価証券の発行者又は当該契約の相手方を選定するための適切な基準が整備されていること等を確認します。</li> <li>「最近」の計算は、新規上場申請日の直前の特定期間の末日を起算日としてさかのぼることとします。</li> </ul>
<p>4. 適時開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内国ETFにおける管理会社は、当該上場ETFに関する情報の適時開示を行わなければならないこととします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国ETFについても、内国ETFに準じて適時開示を求めることとします。ただし、外国ETFについては、本邦以外の地域において、上場ETFの流通に重大に影響を与える事実が発生した場合も開示を求めることとし、外国投資証券に該当するETFについては、投資法人の決定事実及び</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>(1) 日々の開示</p> <p>(2) 管理会社の決定 事実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の a から c について、日々開示することとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 将来の追加信託により受益証券を取得するために必要な有価証券のポートフォリオに関して確定した内容</li> <li>b 上場受益権口数、純資産総額及び一口あたりの純資産額</li> <li>c 上場 E T F の一口あたりの純資産額と特定の指標の終値の乖離率</li> </ul> </li> <li>・ 管理会社は、次の a から s に該当する事項を決定した場合に当該情報の内容を開示するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 売出し</li> <li>b 投資信託に必要な資金の借入れ</li> <li>c 投資信託約款の変更又は投資信託契約の解約</li> <li>d 上場 E T F の名称の変更</li> <li>e 金融商品取引所等への上場の廃止に係る申請</li> <li>f 合併</li> <li>g 破産手続開始の申立て</li> <li>h 解散（合併による解散を除く。）</li> <li>i 金融商品取引業等の廃止</li> <li>j 変更登録により投資運用業を行う者でなくなること。</li> <li>k 会社分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）</li> <li>l 事業の全部の譲渡</li> <li>m 内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出</li> <li>n 公認会計士等の異動</li> <li>o 適格機関投資家以外の者を指定参加者とする事又は適格機関投資家以外の者を指定参加者から除外すること。</li> <li>p 指定参加者の数を 2 社未満又は 2 社以上とすること。</li> </ul> </li> </ul>	<p>発生事実に係る適時開示も求めることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ a は金銭信託型の E T F については適用しません。</li> <li>・ c の乖離率（単位：％）の計算は以下の計算により行います。  （（上場 E T F の一口あたりの純資産額／特定の指標の終値）－ 1）× 100</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(3) 管理会社の発生 事実	<p>q 追加信託、一部解約若しくは交換又は上場E T Fの買取りを臨時に停止することとしたこと。</p> <p>r 指定振替機関の振替業における取扱いの対象としないこととしたこと。</p> <p>s a から前 r までに掲げる事項のほか、上場E T F又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。</p> <p>・管理会社は、次の a から h に該当する事実が発生した場合に当該情報の内容を開示するものとします。</p> <p>a 法第51条の規定による業務改善命令又は処分</p> <p>b 上場廃止の原因となる事実</p> <p>c a 及び前 b に掲げる事実のほか、内閣総理大臣等の認可、承認又は処分</p> <p>d 公認会計士等の異動</p> <p>e 2人以上の公認会計士等による監査報告書等を添付した有価証券報告書等を、法に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと等</p> <p>f 適格機関投資家以外の者が指定参加者となったこと又は当該適格機関投資家以外の者が指定参加者でなくなったこと。</p> <p>g 指定参加者の数が2社未満となったこと。</p> <p>h a から前 g までに掲げる事実のほか、上場E T F又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。</p>	
(4) 信託受託者の決定 事実	<p>・管理会社は、上場E T Fに係る信託受託者が、次の a 又は b に該当する事項を決定した場合に当該情報の内容を開示するものとします。</p> <p>a 金融商品取引所等に対する上場E T Fの上場廃止に係る申請</p>	<p>・ h については、収益分配金を確定した場合等が該当することとなります。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(5) 信託受託者の発生事実</p> <p>(6) ファンドの決算情報</p> <p>(7) その他</p>	<p>b 前 a に掲げる事項のほか、上場 E T F 又は当該信託受託者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理会社は、上場 E T F に係る信託受託者が、次の a 又は b に該当する事実が発生した場合に当該情報の内容を開示するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 上場廃止の原因となる事実（6. (2) の場合に限る。）</li> <li>b 前 a に掲げる事実のほか、上場 E T F 又は当該信託受託者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。</li> </ul> </li> <li>・上場 E T F に係る特定期間又は中間特定期間に係るファンドの決算の内容が定まった場合</li> <li>・上記のほか、いわゆるリンク債等に組入れられている有価証券等の信用格付けの変更、管理会社が投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引を行った場合に開示を求めることとします。</li> </ul>	
5. 実効性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に定める実効性の確保のための措置の規定は、上場 E T F について準用することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効性の確保のための措置には、特設注意市場銘柄の指定、改善報告書及び改善状況報告書等の提出、開示注意銘柄の指定及び公表措置があります。</li> </ul>
6. 上場廃止基準  (1) 管理会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内国 E T F については、次の(1)から(10)までに該当する場合に、その上場を廃止することとします。</li> <li>・上場 E T F の管理会社が、次の a から e までのいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業の登録が失効した場合</li> <li>b 法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国 E T F の上場廃止基準は、内国 E T F の上場廃止基準に準じて規定することとします。ただし、指定参加者に係る基準（6. (4)）は設けず、外国金融商品取引所等において上場廃止が決定された場合などの本国要件に係る基準を設けることとします。また、外国投資証券に該当する E T F については、外国投資法人の解散、破産手続又は再生手続等を上場廃止決定事由とします。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(2) 信託受託者  (3) 投資信託約款の変更	業の登録を取り消された場合 c 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合 d 商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用を行う上場ETFについて、当該運用に係る業務を行う者でなくなった場合 e 社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の管理会社に業務が引き継がれ、かつ、ETF上場契約書及び3.(1)の事項について確約した書面を提出した場合は上場を継続することとします。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場ETFに係る信託受託者が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合</li> <li>次のaからhまでのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨の定めがなくなる場合</li> <li>b 投資信託契約の期間の定めが設けられる場合</li> <li>c 信託契約期間中において、受益者が投資信託契約の一部解約を請求することができることとなる場合</li> <li>d 計算期間が1か月未満となる場合</li> <li>e 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨の定めがなくなる場合</li> <li>f 受益証券が金融商品取引所に上場される旨の定めがなくなる場合</li> <li>g すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に投資信託を終了するための手続を開始する旨の定めがなくなる場合</li> <li>h 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の一部解約をする場合には、管理会社は信託受託者に対し、投資信託財産等に属する有価証券その他の資産のうち当該一</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の信託受託者に業務が引き継がれ、かつ、ETF上場契約書を提出する場合は上場を継続することとします。</li> <li>cは金銭信託型ETFには適用しません。</li> <li>hは現物交換型ETFには適用しません。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(4) 指定参加者	<p>部解約に係る受益証券の当該投資信託財産等に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図する旨の定めがなくなる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定参加者について、次の a 又は b に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 適格機関投資家以外の者を指定参加者とすることについての決定をした場合又は適格機関投資家であった指定参加者が適格機関投資家でなくなった後、継続して1か月以上経過した場合</li> <li>b 継続して6か月以上、指定参加者が2社未満となっているとき。</li> </ul> </li> </ul>	
(5) 純資産額と指標の相関性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場 E T F の一口あたりの純資産額と特定の指標の相関係数が0.9未満となった場合において、1年以内に0.9以上とならないとき。</li> </ul>	
(6) 有価証券報告書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価証券報告書等について、次の a から c のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 2人以上の公認会計士等の監査報告書等を添付した有価証券報告書等を、法に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</li> <li>b 有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合</li> <li>c 監査報告書等において、公認会計士等による「不適正意見」若しくは「意見の表明をしない」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」若しくは「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合</li> </ul> </li> </ul>	
(7) 上場契約違反等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場 E T F に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、新規上場申請に係る宣誓書又は適</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「上場契約について重大な違反を行った場合」については、「株券上場廃止基準の取扱い」に定め</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(8) 投資信託契約の 終了  (9) 指定振替機関の 取扱い  (10) その他	<p>時開示に係る宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場E T Fに係る投資信託契約が終了となる場合</li> <li>・ 指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合</li> <li>・ 公益又は投資者保護のため、当取引所が当該上場E T Fの上場廃止を適当と認めた場合</li> </ul>	<p>る場合を準用します。</p>
7. 上場に関する料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理会社及び外国投資法人は、上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金を当取引所が定めるところにより支払うものとしします。</li> </ul>	
II. 売買制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株券と同様の取り扱いとします。</li> <li>・ 外国E T Fの新規上場時の売買単位について、上場申請日の前1年間の外国の主たる金融商品取引所における終値平均の円換算価格が5,000円未満の銘柄は10口単位とし、それ以外の銘柄は1口単位とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用取引制度の対象とします。</li> </ul>
III. 決済制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券保管振替機構における口座振替により行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内国E T Fにあつては、内国株券の決済と同様の扱いとし、外国E T Fにあつては、外国株券の決済と同様の扱いとします。</li> </ul>
IV. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他所要の整備を行います。</li> </ul>	

### Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・平成22年7月を目途に実施します。

以 上